

全国消防職員協議会労働講座

組織強化拡大とは？

全国消防職員協議会

九州ブロック幹事 吉村 大作

出身：鹿児島県指宿南九州消防職員協議会



全国消防職員協議会とは??

1977年8月、「明るく魅力ある消防職場づくりと消防職員自らの権利と生活向上、住民のための消防行政を確立する」ことを目的に発足。

学習会、研究活動や情報の共有化をはかり、民主的で働きやすい職場をつくるために活動しています。

また、日本国内はもとより世界各国の消防職員との相互交流を行いながら、それぞれの職場で消防行政や職場環境の改善などにも取り組んでいます。

よい職場環境 = よい住民サービス

そして何よりも「風通しのよい職場づくり」

消防職員協議会は憲法違反??

地方公務員法第52条5項

「警察職員及び消防職員は、職員の労働条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない」



団結権がなく、労働組合を結成できない。



しかし!

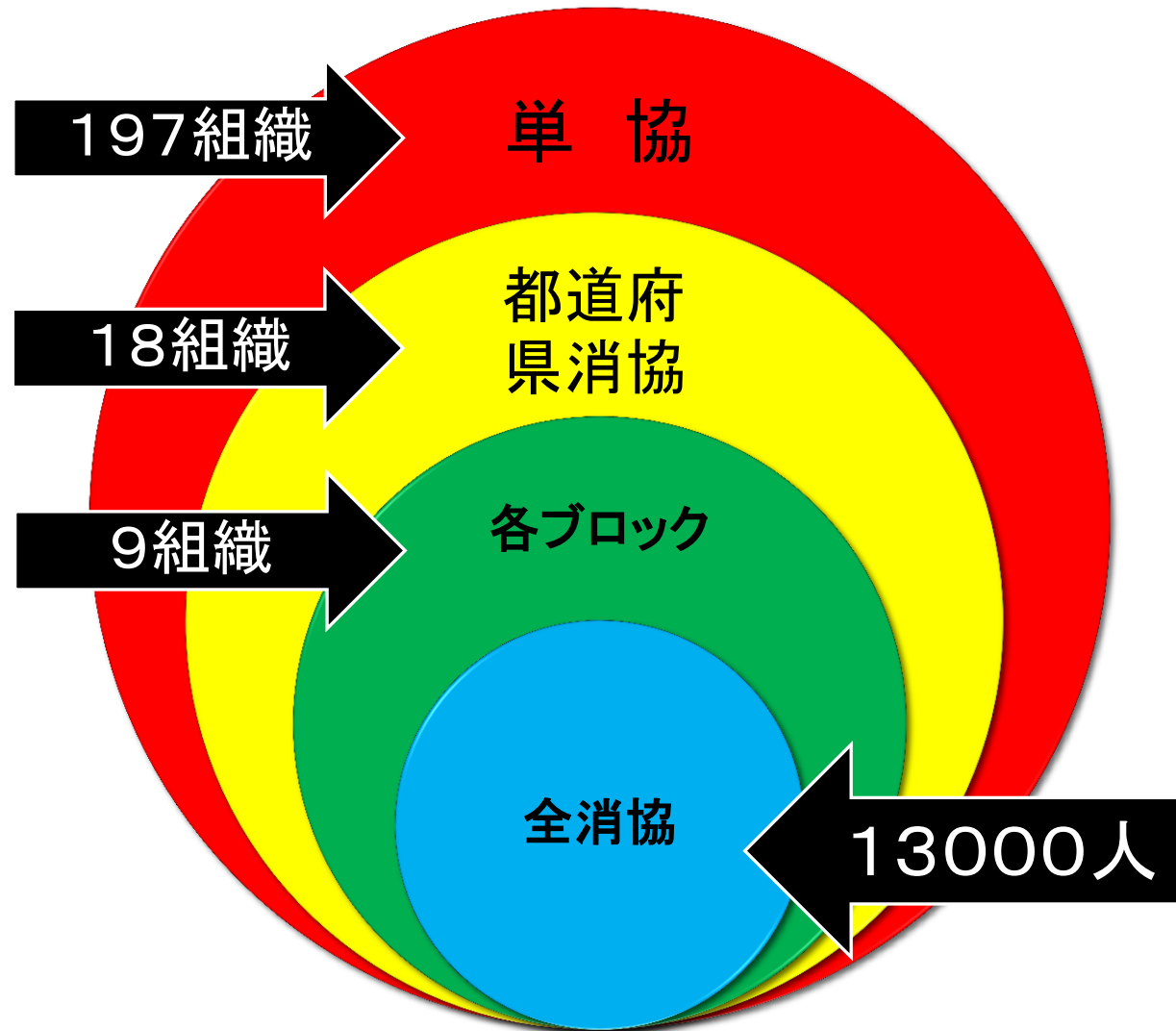
日本国憲法第21条

「集会、結社及び言論、出版その他の一切の表現の自由は、これを保障する」

交渉する団体ではなく、あくまでも協議・提案・助言・申し入れをする団体

政府の見解 = 合 法

全国消防職員協議会の組織体制



労働条件

無賃金拘束はないですか？

休暇が取得できていますか？

ハラスメント

パワハラはないですか？

セクハラはないですか？

満足して
組織強化拡大活動
ますか？？

現場資機材足りてますか？更新してますか？

人員不足ではないですか？充足率は？

人員・資機材

仮眠室は個室化ですか？

職場の環境衛生状態はどうですか？

労働安全衛生

組織強化拡大活動（オルグ）とは？

団体が組織強化拡大のために、様々なイベント・運動への参加勧誘することを指す。

組織強化

既存の消防職員協議会の組織強化を目的とする。（組織率の向上・職場改善）

他消防職員協議会の情報を共有することによって、よりよい職場環境へ改善！

組織拡大

未組織消防本部へ消防職員協議会を結成するように働きかける。

将来的に団結権の回復を成し得た場合、そこから組織拡大しても遅い！

単協 → 過半数以上の組織率

都道府県消協 → 消防本部数の過半数以上の組織率

各ブロック → 過半数以上の都道府県消協の設立

一人の意見は「文句」 過半数の意見は「文句」ではなく「意見」となる！

九州ブロック連絡協議会の活動

67単協 約5000名の会員で活動
月会費100円

- 幹事会 各県2名幹事を選出し、事務局を設け幹事会を隔月で開催
- 単協代表者会議 持ち回りで定期総会を実施
- 学習会 労働講座を実施(昨年度実績 108名受講)
- スポレク 年2回, 1月サッカー大会・9月ボーリング大会実施
- 組織拡大活動 県境を越えて積極的に組織拡大活動を実施
- 組織強化活動 要望があれば各県へ学習会等へ出向
- ユース部 各県1名枠で幹事を選出し独自で幹事会を実施, 学習会
サッカー大会運営(1月14日J1サガン鳥栖ホームスタジアム開催)
- 女性連絡会 各県1名枠で幹事を選出し独自で幹事会を実施。 学習会を積極的に実施
来年2月福岡市で学習会開催決定 全国・未組織からの参加も大歓迎!



九州はひとつ！

鹿児島県消防職員協議会活動内容

- 幹事会（年6回/隔月開催）
- 学習会（年1回開催）
- 定期総会
- 県知事への要請行動
- 消防組織化対策委員会への参加（自治労県本部開催）
自治労県本部・各市町村職労との関係構築
- 関係機関への学習会
市町村自治労単組 県議会議員 市町村議会議員
消防行政の現状を理解していただく。（職員の充足率・勤務体制・様々な問題点）
- ユース部活動（学習会・ボランティア・スポレク） 次世代人材の育成
- オルグ活動（組織強化・拡大）
過去2年間結成単協 → 徳之島地区消防職員協議会・大島地区消防行政研究会
沖永良部与論地区消防職員協議会
現況 → 鹿児島市消防局・出水市消防本部・垂水市消防本部・阿久根地区消防

組織強化拡大活動における感想

① 動けば何か（誰かに）に響く

② キーマンは自然に表れる オルグ当初からキーマンを決めつけない

- ・ 事前聞き取り調査を入念に実施し、現在の問題点を明らかにし相手を納得させ現状を理解させる。
- ・ 若年世代の取り込み。
- ・ 組織としてのビジョンを設定させ、活動の重要性・将来性を理解させる。

③ 関係機関との連携

自治労県本部・市町村職労・市町村議会（議員）へ問題提起し、消防行政の中身を理解していただく。

④ 権利のみの主張ではなく、住民サービスの向上を柱にオルグを実施する。

消防の仕事は、警防・予防・救急いずれにしても、人間（職員）の働きが重要な役割を果たしていることはいうまでもありません。

ましてや人口や地域によって消防力の格差があってよいのでしょうか？ 真の消防行政責任を果たすのは市町村であり、末端の私たち消防職員です。

消防行政の理解を広めることは、絶対に必要なことですし、それを行っていくのには、自治労県本部、各市町村単組との協力関係がより強いものでなければなりません。

市民の安全を守るため、消防行政の充実のために消防職員が自ら考え、動くそれが全国消防職員協議会です！

ともに頑張ろう！



最後まで
ご清聴ありがとうございました。